前払年金費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	0

(注)　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された負債と資産の純額との差額16,148,800,147円については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

⑷　退職給付に関連する損益

（単位：円）

勤務費用	1,091,166,461
利息費用	138,793,057
期待運用収益	0
数理計算上の差異の当期の費用処理額	306,897,916
過去勤務費用の当期の費用処理額	0
臨時に支払った割増退職金	0
合計	1,536,857,434

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率（前納分を含んでおりません。）は、次のとおりであります。

債券	36％
株式	34％
生命保険会社一般勘定	20％
その他	10％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産長期期待運用収益率は、保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場の動向等を考慮し決定しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	確定給付企業年金	0.23％
	退職一時金	0.74％
長期期待運用収益率		0.00％

3．確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、48,991,626円であります。

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　41,902,154円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　98,891,826円

2．ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は257,872円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、36,619,060,841円であります。

（資産除去債務関係）

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い５年間、割引率は0.529％を採用しております。

当年度末における資産除去債務残高は、276,125,850円であります。

（不要財産の国庫納付等に関する事項）

当年度の不要財産国庫納付の概要は、次のとおりであります。

なお、一棟所有職員住宅の譲渡取引にあたっては、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年９月30日外務省令第22号（平成28年11月30日最終改正））の第13条の２「譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受けた取引の譲渡差額、譲渡に要した費用については、独立行政法人会計基準第99を適用し、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額しております。

一棟所有職員住宅

不要財産として譲渡を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

①	資産種類		建物、土地	建物、土地	建物、構築物、土地	建物、土地
②	資産名称		所沢住宅	駒ヶ根構外住宅	筑波構外住宅	篠原町住宅
③	帳簿価額	⑴取得価額	231,488,482円	32,971,882円	444,213,838円	56,095,000円
		⑵減価償却	35,590,520円	7,797,453円	57,755,550円	1,931,400円
		⑶減損損失	121,121,661円	21,746,555円	121,163,091円	8,767,600円
		⑷帳簿価額	74,776,301円	3,427,874円	265,295,197円	45,396,000円
④	不要財産となった理由		独立行政法人の不要財産の国庫納付等を規定する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行に伴い、中期計画等により、当該不要財産を国庫納付する旨、決定したため。			
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付			
⑥	譲渡収入の額（税抜）		144,638,387円		347,383,374円	30,750,423円
⑦	控除費用（税抜）		8,407,831円			
⑧	国庫納付等額及納付等年月日	国庫納付額	514,364,353円			
		納付年月日	平成29年２月16日			
⑨	減資額		764,769,202円			
⑩	備考		所沢住宅・駒ヶ根構外住宅は一括売却			

（重要な債務負担行為）

契約に基づき翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、4,641,100,841円であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。